

特定非営利活動法人 環境の杜こうち 2007年度第13回理事会議事録

- 1 日時 2008年3月30日(日) 14時00分～17時00分
会場 こうち男女共同参画センター プライベート室
- 2 理事総数および出席者数
理事総数 15名 出席者数 12名
出席理事 石川、吉井、岡谷、川村、神田、兼松、小松、野本、橋本、松崎、松本、谷地森
出席監事 安部
事務局 上田、近藤
- 3 議長 議長 _____ 印
- 4 議事録署名人 議事録署名人 _____ 印 ・ _____ 印
- 5 議事録作成人 事務局（上田 史）

議長に全員一致で理事長を承認した。議事録署名人は吉井理事、岡谷理事、議事録作成は事務局とすることを全員一致で承認した。

6 議事

審議事項第1号 特別採用職員について

高知県からの平成20年度アウトソーシング事業として、新たに地球温暖化防止のための県民会議（仮称・以下「県民会議」とする）の設立・運営が提案された。その立ち上げを担う2年間限定の特別採用職員として、県から県職員のOBが推薦されたが、この推薦を受けるかどうかについて審議した。

【説明：これまでの経過について】

■事務局長より説明（資料：理事会、運営委員会の経過）

- 高知県地球温暖化防止活動推進センターを展開するにあたり、県に現役職員の派遣をお願いし、予算化していただいていた。
- 第12回理事会において、県より、現役職員の派遣には県の条例を改正する必要がある、代替案として県職員のOBを派遣したいという話があった。
- 運営委員会において、県が民間人であるOBを派遣することは制度上可能なのか？という議論があり、そのことについて県に説明を求めた。
- 県の説明により、今回の話は「県から人件費をつけるので環境の杜こうちで採用をしてはどうかという提案」であるということを確認した。しかし、環境の杜こうちが採用者を選考することはできないという説明であった。
- 県と随意契約した事業において、県の退職者に県費から人件費がつき、なおかつ法人側に選考の機会がないというのは、事情を知らない人から見た場合、それが天下りに見えるのではないかと、我々も外部に対して説明し辛いという声が上がった。
- 県に対し、今回の人材を推薦するにあたり設定した評価基準とその採点方法について説明を求めているが、回答が得られないまま本日に至っている。今日はこの問題の解決策について部長にお伺いしたい。

■文化環境部長より説明

- 当初の考えでは、住民運動を県民会議に仕上げるためには民間団体が運営を担うのが良いと考え、組織立ち上げのために2年間限定の現役職員派遣を考えた。しかし、県職員の短期派遣（2年間）には条例改正が必要であり、現役職員の派遣は困難だった。
- 人選については、県と民間との協働の経験、商工会や社協、市町村との人脈があることやマネジメント能力を考慮すると、1等級以上の職員が最適であると考えたが、団塊の

世代が大量退職する中で現職の中からの人材確保は難しい。

- 一方、OBには1等級の人材が豊富にあり、人件費も安い。そこで、ある程度大きな組織を束ねた経験があることを重視し、OBの中から選ばせていただいた。
- 決定過程は個々の人事の問題があり、みなさんに公にすることが出来ず大変申し訳なかった。最終的には総務でみて、調整して決めるという手続きをした。
- 県民会議の運営を協働ですすめていくには、事務局は一元化して環境の杜こうちに置き、そこに県からの人材が入って行く方がよいと考えるが、そこに無理があるようなら、県民会議をなるだけ早く立ち上げ、動かすために、県の意向を反映したグループを新たに作り、そこに事務局を設置することも可能だ。県民会議をうまくやっ行って行こうということは、お互い共通の目的である。事務局をどのような形で運営するのかを話し合っていたきたい。

【質疑応答：環境の杜こうちから高知県に対して】

- 人選について人事の問題があり公にできないということだが、OBに対しても県の人事が介入できるのか。
→県が権限を持ってする人事とは違うが、あるポストにOBを充てるという決定をすれば、誰を選ぶかというのは人事である。通常の人事と同じようなルールで人選をし、後は本人と話をして決定する。
- 県が民間人であるOBを派遣することに権限を持つというのが我々には理解しがたい。
→現職であれOBであれ必要なのは業務のノウハウであり、県はベストな人材を推薦している。
- 人材を推薦するにあたり設定した評価基準とその採点方法は？
→人事に関する情報は総務部が所管しており、そこにあるデータを元に決定したが、公開することはできない。一等級以上の職員であればスキルは揃っているので心配ない。
- 採用理由を説明できるものとして、県の人事課若しくは所管部長からの推薦状のようなものはいただけないか。
→推薦に至る過程が不透明であったことはお詫びする。推薦状は必要なら書く。環境の杜こうちは県からの推薦をそのまま受け入れるのではなく、このように運営委員会、理事会で議論している。本件について説明責任を負うのは県の方だ。
- 県民会議の運営について。20年度までにどの程度の成果を目指すのか？
→事業の中身についてはまだ何も整理されていない。大枠しか決定していない。(事務局)
- 県民会議の事業契約は一年毎に交わすが、特別採用職員が何らかの事情で業務継続ができなくなった場合、補充をする等の支援体制はとっていただけるのか。
→派遣予定の方には県民会議立ち上げ期の2年間の契約ということで了解を得ているが、不慮の事態で補充が必要になった場合は、その時点での最善策を取れば良いと考える。

【意見】

■特別採用職員の受け入れについて

- 選考の方法については、傍から見れば「随意契約と引き換えの採用」に見えるかも知れない。組織の信頼が得られなくなるか心配だ。
- 本件に関して説明を求められた場合には「県から勧められて受け入れた」というよりは「NPOとしてこういう理由で選んだ」というほうが言いやすい。
- 県からの推薦書や、ノウハウ込みのアウトソーシングであるという考え方の提示をもって説明材料とできるのではないか。
- 採用過程をどう説明するかという問題はあるが、これから県民会議をすすめていくにあたり、県がバックアップをしてくれることで、県民や市町村からより信頼を得られ、本気で温暖化対策に取り組んでもらえる効果があるのでは。
- 環境の杜こうちにはボランティアで長年活動してきた人が集まっている。今回県の推薦を受けた方が職員として入ってくることにに対しては、「私たちにできないことをやってくれるだろう」という大きな期待がある。士気を高めてくれるような存在であって欲しい。
- 県民会議が立ち上がり、各市町村の取組をバックアップできるような取組はすぐにでも

始めなければという思いがある。そこへ県が人的サポートを入れてくれると聞いて、面白くなるな、という気がしていたが。もう時間もない、一步前へ踏み出して欲しいと思う。

○最終的に受け入れることになるだろうと思っていたが、今回のような進め方は県民に簡単に理解されることではないということを県の方にしっかり理解して欲しい。

○ひとまず暫定で契約をすすめ、特別採用については採用を遅らせ公募にする。公募期間は長くとれば取るほど透明性を確保できると思う。5月1日からの採用というのはどうか。もうひとつは推薦されている方の業績を県に提示してもらいたい。

→その条件でなお、現在候補となっている方が応募してくるだろうか。県は早く執行したいので、この条件なら県民会議事務局を環境の杜こうちと切り離す選択をするだろう。

○県からの推薦書と仕様書の中に、その方を専門員として採用するための条件を委託内容として盛り込むという条件付で受け入れを承認してはどうか。

■県民会議事務局の体制について

○市町村と連携して温暖化対策をすすめるというのは高知県地球温暖化防止活動推進センターから出した案でもある。県民会議をわれわれが受ける意味はある。

○県民会議は市町村を巻き込み、早く地球温暖化防止活動を広げて行くための事業だと思う。活動を広げるためにどうするのかを考えればおのずと結論が出るのでは。

○本事業は委託で単年度ごとに評価を受ける。県民会議の業務内容・目標が定まらないまま予算だけがついている。積算根拠をみせていただかないと不安だ。

→積算根拠はお見せできる。(県)

○事業の中身を整理すること、ゴールを決めることがまず先だ。

○県の温暖化対策協議会で、高知県温暖化対策地域推進計画の削減目標－6%の根拠を尋ねたら、京都議定書だと言われた。策がない。私たちがしっかり口を出して行かないと。

○県民会議を受けない場合、特別採用、事務局員1名の人件費と運営費で約1千万円の予算が減らされることになる。

○県民会議の設立運営については、われわれの意向がある程度反映されるのであれば、受けて良いと考える。

○県民会議部会のような、プロジェクトのようなものが必要かも知れない。

【審議】

1. 県民会議の運営について

環境の杜こうちとして県民会議の設立運営に取り組むことについて審議し、全員賛成で可決した。

2. 特別採用職員の雇用について

次の2つの案について審議した。

■透明性を保つため、県民会議担当事務局員は公募により採用する。

ひとまず暫定予算で事業契約を行い、特別採用職員については県からの推薦状と仕様書を整えた上で公募期間をとって採用する。

→賛成1名により否決された。

■県から推薦を受けた特別採用職員候補に関して、文化環境部長の推薦状及び業務委託内容仕様書に選考理由を説明できるもの(業務上の理由と人物的な理由)を付記することを条件とし、4月1日より雇用する。

→賛成8名により可決した。

7 議長が閉会の挨拶をし、理事会が閉会した。